

平成 2 5 年舟形町議会
第 5 回臨時会々議録

舟形町議会

平成25年舟形町議会第5回臨時会々議録

招集年月日 平成25年8月7日
招集の場所 舟形町議会議場
開 会 8月7日 午後1時30分 議長宣言

応招議員

1番	佐藤 勇	6番	野尻 益夫
2番	奥山 謙三	7番	叶内 富夫
3番	斎藤 好彦	8番	八 欽 太
4番	佐藤 広幸	9番	加藤 憲彦
5番	大場 清之	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 ナシ

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	まちづくり課長	中山 進
会計管理者	矢作 めぐみ	地域整備課長	矢野 正
総務課長	高橋 剛	総務課財政管財班長	小野 芳喜
税務福祉課長	高橋 明彦	教 育 長	齊藤 涉
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	有路 正文	教育委員会次長	伊藤 幸一

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 沼澤 繁夫 主 任 大場 由美子

町長提出の議案の題目

No. 件 名
1 議案第51号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

3番 斎藤 好彦 7番 叶内 富夫

平成25年 8月 7日 (水)
平成25年第 5回臨時会第 1日目
午後 1時30分開議 欠席 1名

議長： ご苦勞様です。会議に先立ちまして国旗、町旗に一礼をお願いします。それでは一同起立をお願いします。国旗、町旗に礼。ありがとうございました。着席願います。

只今の出席議員数は9名です。定足数に達しております。只今から平成25年第5回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。尚、6月から9月までの議会会議は全員協議会の申し出により上着を脱いでも良い事になっています。着脱についてはご自由をお願い致します。

日程第1

議長： 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名します。3番斎藤好彦君、7番叶内富夫君の両名を指名します。

日程第2

議長： 日程第2 会期の決定についてお諮りします。

8番： 第5回臨時会の会期につきましては8月5日に議会運営委員会を開催致しまして、本日1日限りということで決定致しましたので提案を致します。

議長： お諮りします。本臨時会の会期は八咫議会運営委員長の提案の通り、本日1日限りとする事にご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は本日8月7日1日限りとする事に決定しました。

日程第3

議長： 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通り。朗読は省略致します。

日程第4

議長： 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

日程第5

議長： 日程第5 町長挨拶を受けます。

町長： それでは一言ご挨拶申し上げます。本日は平成25年第5回の舟形町議会臨時会を招集しましたところ、何かと公私共にご多忙の所ご出席を賜りまして、心から厚く御礼申し上げます。

6月の好天続きが7月に入りますと一変し、連日のように雨の日が続きました。特に7日から8日にかけて、これまで経験した事のないような大雨に見舞われました。あゆパークの噴水の内側まで小国川の濁流が押し寄せて参りました。小国川沿いや最上川周辺の低地にある水稻も何ヶ所か冠水してしまいましたが、幸いにも人家等への被害はありませんでした。

18日の早朝から雷雨が続き、中小河川の氾濫が相次ぎました。午後1時過ぎ舟形第1町内の男性が近くを流れる排水路に流され行方不明になったとの連絡が入りました。早速加藤団長と協議し、町消防団に搜索活動のお願いを致しました。自宅周辺の排水路、平沢川、小国川周辺を搜索しましたが発見する事はできませんでした。翌19日と20日の3日間に亘り、述べ250名の町消防団員が炎天下の中必死の搜索活動を行いました。手がかりを得る事はできませんでした。3日間の搜索活動に参加して頂きました新庄警察署、最上広域消防本部、そして県消防防災航空隊の皆さんにも心から感謝と御礼を申し上げます。引き続き関係機関と連携を保ちながら、搜索活動にあたって参ります。一日も早い発見を心からお祈り申し上げます。

7月21日執行第23回参議院議員通常選挙が行われました。当日の有権者数男性で2,424人、女性が2,604人、合計5,028人で投票率が男性が74.26%、女性が70.01%で合計で72.06%でありました。選挙管理委員会を始め、関係者の協力によりまして、投開票事務が一切の事故、トラブルも無く執行できました事を心から御礼申し上げたいと思います。

日照不足や長雨による農作物への影響が心配されておりますが、最上総合支庁の農業技術普及課の発表によりますと、7月下旬現在稲作の生育は草丈が長く、茎数が多く、葉色は濃く推移しております。倒伏や病害虫が発生しやすい状況となっているという発表であります。最上管内では葉いもちの発生が

拡大しており、さらに日照不足と長雨が続けば稲麴病や半枯れ病の発生が懸念されております。また斑点米カメムシ類の発生についても注意報が出されております。適切な病害虫対策を通し、薬剤の散布時期を確認しながら防除に努めていくよう関係者と協議し、各農家への周知を図って参りたいと思います。

8月4日の縄文の女神の日制定を記念してのイベントが8月3日、4日の土曜日、日曜日に行われました。西の前遺跡試掘調査現地説明会、或いは国宝土偶シンポジウム、縄文炎まつり、里帰り展などを開催し多くの来場者で賑わいました。特に、里帰り展には一日本物の女神像を見ようと1,400人以上の方が会場に押し寄せました。2日間に亘り一連の行事が事故もなく無事に終了する事ができました。ご協力頂きました関係団体の皆さんに心から感謝と御礼申し上げます。

3日の午後6時51分、元町長、舟形町長の沼沢長吉氏が入院先の病院でご逝去されました。戦後の復興に向け、教育行政、舟形町町政発展に多大なご貢献をなされた方であります。これまでの数々の功績に感謝申し上げますと共に、心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて本日本会議にご提案申し上げます案件、大雨に伴う災害対策などの一般会計補正予算1件であります。慎重審議の上満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6

議長： 日程第6 議案第51号 平成25年度舟形町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課小野班長： 朗読、説明省略。

議長： これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を明言されできるだけ簡潔にお願いします。

最初に歳入についての質疑を許可します。ありませんか。

（異議無しの声）

質疑無しと認めます。これをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出についての質疑を許可します。

4番： 14頁、総務費の定住推進事業費、これに関連して質問させていただきます。保育所と伊藤元教育長の倉庫の間に歩道を造るということで用地を取得したと伺っております。その後、そこに定住推進のためのアパートを造るということ聞いておりましたけれども、今年度になってから宅地造成をしたようですが、その造成費用というのは私の見逃した部分なのかもしれませんけれども、どの予算でどこからお金が出ているのかという所を一点定住推進事業に関連して質問させていただきます。

地域整備課長： 造成費用でございますけれども、歩道用地として以前に道路の敷地として購入しまして、その他残った土地について小学校の駐車場の整備する段階で、資材置き場という形で資材を置くために必要な土地として、後程その後に購入しております。一旦工事終わったものですから、そのままの状態でした所ですけども、農業委員会の方からそのままの状態では上手くないという形で話がありまして、造成しなければ何かしらの手を付けないと上手くないという話があったものですから、造成をしたような形になります。すみません。費用につきましては、今現在持ち場で持っておりました工事費の中から出しております。

4番： 要するに金額が分からない、或いはその計画は無かったという解釈でよろしいでしょうかね。当初予算にも入って来てないようでしたし、補正でも上がって来てないようでしたし、唐突にその工事をやったと見えた訳です。つまり、我々の審議を得ないで唐突にやった工事だと受け止めてしまわざるを得ないような工事の仕方だったと思うのですけども、その工事の費用も本当に分からない。どこの予算の中から出したのか、或いは出すのかというのは分からないで、そういった工事だけを進めてしまったんですか。

地域整備課長： 工事費用につきましては8款の2項道路改良費、その中から今現在ある予算の中で対応させて頂きたいということでお願いしたいと思います。その補正につきましては、9月の段階で正規な形で補正をさせて頂きたいと考えております。

1番： 16頁8款河川費で400万円上がって、河川公園管理費となっておりますけれども、この内訳を伺いたいと思います。その中で舟形町の小国川は県の方の管理区域になっておろうかと思っております。その支川、舟形町で管理する河川、要するに平沢川、舟形川等々と、舟形町で管理しなければいけない河川の総延長線はいか程なのかお伺いしたいと思います。

地域整備課長： 町が管理する河川は数箇所ある訳ですけども、準用河川が4ヶ所、それから普通河川として管理している河川が何箇所かあります。ただ、全体の総延長としては町で把握していないので、河川台帳もございません。全体の延長としましては、今の段階で分からない状況です。

すみません。もう一つ、400万円の使い道ですけども、7月8日、9日の豪雨によりまして河川敷一帯が浸水致しました。それで河川公園の土砂排除、それから流木等の排除、それから噴水の中に溜まったやつが一番大きかったのですけども、その土砂排出の形で400万円という費用になっております。

1番： 400万円ということはかなり今までにない土砂等が堆積されて、片付けの費用にかかったのではないかと推測する訳ですけども、今いろんな形の中で漁業協同組合に町の方でもいろんな形で助成している訳ですけども、今ちょっと民間の方々の声を聞きますと、余りにも漁業組合の意思が強すぎて、なかなか河川に手を入れられないというか、河床が上がりすぎて、要するに堆積物、要するに何回か幾度なく大水で河川の水の流れの道が複雑になって、柳が大きくなり砂利が溜まり、河床が上がり過ぎて、どうしても水量が公園等にオーバーフローして来る。要するに洪水という形になる。近年どんどん増しているように思っております。今回の今言われた8日の大水害の前にも、小国川で氾濫した時の形の中で、水田に冠水した土壌もある訳です。その中で、県と共に調査して河川の河床を下げる。堤防を舟形橋から下流の方に整備する計画が数年前にあった訳ですけども、今現在はその計画すらもないという形の中で、県の方から回答を貰っている訳ですけども、是非河川の河床を整備して頂きたい。それと共に、今言われたこの数箇所ある舟形で管理する支川等の河床も底をしっかりと調査して、水害等の未然に防止するような対策を整えて頂きたいと思っておりますので是非お願いします。

地域整備課長： 1番議員が言われる通り、河床がいつも洪水等で上がって来て高くなっているということで、県の方にも町として要望をしております。県は砂利の採取等については、漁協がよろしければ許可をするという話でいつもそういう形になっております。なかなか予算の都合上大きく砂利を採取する事ができなくて、やはり部分的な砂利の採取という形になってしまうものですから、結果的に次の時に同じような状況になってしまうという河川の状況になっております。

それから、堤防の計画も以前はあったのですが、今現在県では堤防の計画もされていないということで、その小松地区までの堤防の計画はあった訳です。でも現在は白紙の状態になっております。いつ計画するかという計画も今の所全然分からないような状況になっております。

あと町管理の河川整備ですけども、町管理の河川も予算次第でありますけども、狭くなって土砂が堆積した箇所については、できるだけ対処していきたいと考えております。

3番： 14頁4款お願いします。4-1-2でございます。委託料で37万5,000円計上してございますが、この金額につきましては、いわゆる風疹の予防接種の助成ということでの計上なのでしょうか。そうであれば助成の内容、機関とか助成の金額とかお伺いします。

税務福祉課長： これは議員お認めの通り、風疹の予防接種の予算になります。対象者は昭和39年4月2日から平成7年4月1日生まれの男女を対象としています。それと風疹の抗体検査も行って、風疹の抗体検査で少なかった人に対して風疹の予防接種を行う事業になります。助成金額は、風疹に抗体があるかないかの検査費用については大体5,000円位かかるそうなので、その半分2,500円を上限にして補助します。それから、抗体が少ない、低いと見られた方については予防接種として、これは10,000円程度かかるそうですけども、これの半分5,000円を上限して補助と言いますか、この予算議決を頂いてから新庄最上の医師会と委託契約を結んで、ご本人については最初申請、抗体の申請を町の方にして頂かなければなりませんけれども、そこで抗体検査をして頂く。抗体が少なかった場合は風疹の予防接種もその医院ですて頂くように、医師会との契約を今後していく計画でおります。以上です。

3番： 助成の費用であれば新聞で話題になってございますが、隣の大蔵村で90万円、鮭川村で100万円某と予算を計上してございますが、この37万5,000円で果たして足りるのか。その辺りと何で舟形町はこんなに対応が遅れたのか。皆様もご存知の通り新聞で報道がありましたけどもに、舟形町だけが1町だけが取り残された形で、こういう前向きな事につきましてはどんどんとやって頂きたいと我々思っておりますので、その辺り対応が遅れた理由をお伺いします。

税務福祉課長： 今回の予算額37万5,000円については、一つは抗体検査分として約70名、それから風疹予防接種、妊娠される方の平均値40名程度を考えまして、抗体検査については70名程度、それから予防接種については40名ということで、37万5,000円という額で予算を上程させて頂いております。特に少し管内

より少し遅れたかというご指摘ですけれども、確かに6月定例会において予算を頂いた町村もありますし、それから臨時会を開催した段階で7月中の臨時会等で予算を頂いた町村もあるようです。ただ、うちの方でも色々管内の動向を調査したり、それから県の助成制度もあるお話でしたので、県の助成制度に倣って大体方向付けを決めまして、今回こういう形で臨時会において提案させて頂いた所です。

5番： 先程1番議員からもご質問ありましたが、この度十二河原の泥を寄せたり、色々したもの400万円の姿でしたが、ただこれ先程の質問あった通り、あそこの土砂をできるだけにスムーズに流れるように取るべきだというようなみんな住民の考えもそうですし、我々もそう今まで感じておりました。ところが前回も浅く掘って格好だけ造ったと、逆に言えばもう少し掘る予定だったが漁業組合がそれを止めて、それ以上深くはできないというようなことで、あの形に実際になってしまったという話を聞いております。その原因がどこにあったのかなど。今本当に漁業組合が特権と言いますか、組合独自で県との協議文があるらしいのですが、県との申し合わせ事項があるらしいんです。これは、小国川漁協だけの県との協議だという話を聞いております。これは最初に決めたものが余りにも厳しい。小国川だけの特典だけあって、その河川の維持管理に対するものは余りにも、県でも色々な契約文がありまして、それ以上は漁業組合に申し入れができないという話を聞いております。実際にそういう姿があってはならないのではないかなど。住民が先決であって、小国川の特権だけを活かすような一つの誓約文ではないんじゃないかと思うんです。それが、今年度でこの期限が終わりだという話を聞いております。その辺の詳しい話をお願いしたいと思います。

地域整備課長： 大場議員が言われるように、十二川河原公園の河川については以前にも掘削してありまして、その当時は河床というか、川の水面ですね。川の水面までしか掘削できないということで、県でも漁協から許可を貰ったような形で掘削してあります。その他についても、同じように水面までの掘削しかできないということで、河床までの掘削というのはなかなか漁協でも許可を出さないという状況にあります。ですから、県の方でもその対応については色々苦慮して、対応にあたっておると思うのですが、県との申し合わせ事項については、今年で切れるという話は私の方も聞いております。ただ、その先どういう対応をして、申し合わせ事項をまた作るかということについては、町の方としてまだ確認していませんので、今後その辺の話については県とも打ち合わせをしながら対応していきたいと思っております。

5番： やはりこれは県との協議ですから、町がいろんな事が言えない立場だと思うんですが、今ちょうど切り替えの時期だという話を聞いております。そうする事によって、今漁業組合が柔らかくなっているという話を聞いております。今までダムの問題で反対、反対票とやって来たのですが、その件もこの度の契約が切れる中において、漁業組合が柔らかくなっているんだという話を聞いております。それを町として、町の中の河川ですから、町としての意見として県と協議して、その辺の打開策を講じるべきではないかと私なりに考えております。それは当然町の権利と義務もある訳です。漁業権だけが先に走って、その住民の生活を脅かすような事だけはあってはならないと思うんです。その辺の協議をじっくりとやって、地元のために頑張って頂きたいなと思う訳です。その辺の答弁、町長からよろしくお願ひしたいと思っております。

町長： 小国川にのみならず、この河川があれば河川を管理する主体、或いは魚を管理する、それを管理する主体という2つになるのだらうと思っております。その辺で県と組合との契約協定が結ばれている。これは小国川漁協のみならず山形県全部そういう立場で契約が結ばれているということだと思っております。ただ、その中で色々小国川特権というような質問ありましたが、その特権というのはどういう特権なのか私も勉強不足な訳であります。契約期間が切れるということもご質問ありましたが、その辺も県とも或いは組合とも精査して、どういう形がいいのか、或いは町の関与ができるのかどうか。その辺も勘案しながら、双方共非常にいい協定契約がなるように努力してみたいと思っております。

6番： 18頁、災害復旧費の中ですけれども、関連になりますけれども、前に7月7日、8日の被害状況報告して貰ったのですが、その中では東部地区、長沢地区ですが、被害が無いという説明がありました。すぐ地域整備課の方に行って、「うちの方見て下さい。」と係に言って、見て貰った経緯があります。それも県道とか県の河川、道路ですけれども主にその中でも農道というのもあった筈です。それであれ以来町の方では、災害に関しては農道、町以外のものですね。県の河川とか道路の方把握しているのでしょうか。

地域整備課長： 長沢地区については県道、あと県管理の河川等について町で報告したもののついて県の方で災害査定に上げられるものについてはこれから測量調査入って、災害査定を受けるという段取りを

取っています。町の災害としては長沢地区では特に県に災害に該当する規模のやつはありませんでした。ただ、ちょっと土砂が崩れたりとか法が崩れたりとか、そういうやつについては土砂排除とかして対応しておりますので、災害を受ける位の規模の査定、農地災害とか耕地災害については今回はございませんでした。

6番： 大平地区で農道がえぐれたとか、欠けた所が2箇所あった話聞いております。それでこの県の方でやれない、これは該当しないとか何とかあると思うのですが、この間文書見た所が農地・水・環境でありますね。それで対応したらいいという文書の中身でした。これも田んぼに水が上がって、土砂が埋まったと。重機を借り上げて、農地・水でしたらいいと。あとは営林署の山ですけども、長沢目川に土砂落ちて来たとか何箇所かあります。それも今片付けなっておりますので、重機とか出入りはできないのですが、1ヶ所だけ県の方から伐採して貰った1ヶ所があります。この他にまだあるのですけども、農地・水・環境で該当になるかならないかをお聞きしたいと思います。

産業振興課長： 今の野尻議員のお話の中にあります今回の7月8日或いは7月18日の豪雨、長雨の災害につきまして農地・水・環境で取り組めるという情報につきましては、私の方にも勿論県の方から通知ありました。それで農地・水・環境で各地区で交付になっている事業の中で、この地区の協議の中で対応できるということになっております。以上です。

2番： 16頁、第6款農林水産業費の中の、農業振興費の中に農作物等災害対策事業補助金234万円とありますが、この補助金の内容等についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長： この農作物等災害対策事業補助金の内容ですが、これも7月8日から7月18日の豪雨、長雨によりまして、農地等が浸水、冠水した所の防除、詳しくは殺虫、殺菌、肥料等に対応する費用の材料費の2分の1について補助するという内容でございます。この今回臨時会で予算は上程審議して貰っているのですが、県の要綱に基づいて計上している訳ですが、その対象時期につきましては被災した日から遡って、例えば7月下旬にしたという内容につきましても、県の要綱によりましてこの災害の補助の対象になると、時期につきましては8月末頃までの防除の方を原則として対象にしていると。事業主体につきましては、農協或いは農業法人等になっております。以上です。

2番： そうしますと、前回の全協の中で報告がありました冠水、全面冠水なり、そういった所で各農家の方々の希望によって、この補助対象に上がってくるという内容になってくるという理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長： お答えします。実施区域対象補助につきましては、先程話した通りに浸水、冠水した農地とそれに隣接にするほ場ということになります。その他の補助につきましては、この補助対象からは外れます。

8番： 16頁お願いします。この農地費の中で工事請負費500万円とありますけども、ストックマネジメント事業、この内容について聞きたいと思います。これが富田の排水機場の事だとすれば、何か去年間違いでなければ180万円程の調査設計費か付いていたと思うのですが、今回こうして補正で上がって来たということは、何か緊急性を要しての工事ととっていいのかその辺お伺いします。

地域整備課長： 基幹水利施設ストックマネジメント事業というのは、今まで平成22年から24年までですけども、三光堰の水路に対してストックマネジメント事業という形で入って入りました。24年度で事業は終わりましたものですから、今回のやつは富田排水機場のコンプレッサー2基、それからそれに伴うストレーナ等の故障によって7月7日、8日の豪雨の時に対応できないような状況になってしまった訳なんです。応急的にまずコンプレッサー動くような形に致しまして対応しておりましたけども、そのコンプレッサー2基とストレーナの修理という形の500万円の事業となっております。

8番： そうしますと、今回故障が発生したために急遽この工事が必要になったという理解でいいのかということでもあります。もし、そうだとすれば毎年富田の排水機場には管理手当として33万円程出している筈です。その管理手当というのはそういった、今話ありましたように大雨とか運転が必要な時にちゃんと回るようにそのための管理費だと思うんです。その辺、何のために管理費を出しているのかなと思うんですけども、その辺の管理委託の内容等はどうかになっているのでしょうか。

地域整備課長： 管理委託については毎年今言われた通り町から支出しておりますけども、町の施設であるために町でお願いをして管理をして頂いている訳ですけども、それにつきましては八人議員が言われるように通常災害が発生する段階で、通常通り動くような形にしておかなければならないという委託にな

っている訳ですけども、たまたま今回のやつは突発的にコンプレッサー2つある訳ですが、2基が同時に不具合を生じたという形でございます。ストレーナもそれも同じように不具合が生じたということで、管理的に言わせて貰えば、管理を怠ってしまったのかという意味合いもございすけども、個人が見ているものですから機械についてはなかなかその辺まで詳しくできない状況もあったのではないかなと思いますので、その辺はご理解頂きたいなと思います。

今回の工事については突発的なやつで、それをストックマネジメント事業に当てはめて、2分の1の補助という形に歳入で見られております。補助事業でなっておりますので。

議長：他に質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって歳出についての質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。

これから議案第51号を採決します。議案第51号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第51号は原案の通り可決されました。

日程第7

議長：日程第7 議員派遣の件を議題と致します。

議員派遣の件の内容については配布している資料の通りです。議員派遣の件についてご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって議員派遣の件については原案の通り可決致しました。

これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成25年第5回臨時会を閉会致します。

(14:20)

慎重審議ご苦労様でした。